

宇部市第2回子ども・子育て審議会

日時：平成26年8月4日（月）14時30分～

会場：宇部市総合福祉会館2階 ボランティア交流ホール

【議事】

(1) 宇部市子ども・子育て支援事業計画（案）について

会長

では、早速議事に入らせていただきます。まず1番の宇部市子ども・子育て支援事業計画（案）について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

説明に入らせていただく前に、資料の修正をお願いいたします。

宇部市子ども・子育て支援事業計画骨子案の資料になりますが、表紙をめくっていただきまして1ページ目に薄く色の付いた枠で囲ってあります⑥番ですけれども、「本市の場合は、市内8の小学校区のうち」と記載がありますが、8ではなく、24、「市内24の小学校区」が正しいですので、すみませんが訂正をよろしくお願いいたします。

それでは、宇部市子ども・子育て支援事業計画（案）についての説明に移りますが、本日は、事業計画の中の「第4章、幼児期の教育、保育と子ども・子育て支援の充実」の部分の「量の見込みと提供体制の確保」について、昨年度に実施いたしました市民ニーズ調査や、過去の実績等から導き出しました数値を踏まえてご説明をさせていただきます。

説明の前に、「教育・保育の提供区分」につきましましては、6月に開催いたしました、第1回審議会において提案をさせていただきましたが、地域子ども・子育て支援事業の「地域学童保育事業」につきましましては、小学校校区を基本とし、その他の事業につきましましては、市全体を1区域とすることに、ご同意いただきましたので、その提供区域ごとに見込量を算出しております。

また、このたびの計画策定においては、平成27年度から31年度までの量の見込みと提供体制を記載することとなりますが、本見込みの基礎となります5カ年の推計児童数につきましましては、本市の過去5年間の住民基本台帳の人数から、国の示す算出方法により導き出した数値を利用しております。

推定児童数につきましましては、各年齢により、年度ごとに多少の増減もありますが、3歳未満児及び3歳以上の未就学児におきましては、毎年減少の見込みとなっております。

また、小学児童におきましては、平成27年度から31年度の5カ年で見ますと、年度により若干増減はありますが、ほぼ横ばいの状況が続くと推測されます。

0歳児から11歳児までの、小学生以下の全体の児童数で見ますと、毎年減少が予想され、平成27年度から31年度までの5年間で、約2.5%ぐらいの児童数が減少する見込みとなっております。

それを踏まえまして、計画の骨子案の資料2ページ目からの、4の2の教育、保育の量の見込みと提供態勢の確保の部分になりますが、ここでは、未就学児を3歳以上で保育を必要としない子どもである1号認定、また3歳以上で、家庭の事情で保育を必要とする子どもである2号認定、3歳未満で保育を必要とする子どもである3号認定で分けて、年度ごとにニーズ量の見込みと確保方策としての提供量をお示ししています。

各年度の表では、ニーズ量の見込みの欄に、昨年度のニーズ調査から算出した見込みを見込量を、また供給量の欄に、幼稚園や保育園、認定こども園、また認可外保育施設等の定員等による受け入れ可能人数を計上しています。

表の見方といたしましては、平成27年度を例に見ますと、1号認定として、幼稚園での教育を希望する3歳以上の子どもが2,569人いる中で、幼稚園や認定こども園での受け入れが3,050人可能であるので、481人の供給過多の見込みとなっており、2号認定として

は、保育に欠ける3歳以上の保育園の入所を希望する子どもが、1,610人いる中で、保育園や認定こども園での受け入れが、1,622人可能であるので、12人の供給過多の見込みとなっています。

また、3号認定といたしましては、保育にかける3歳未満の子どもが1,403人いる中で、保育園や認定こども園の受け入れが1,013人、認可外保育施設等での受け入れが419人可能であるので、29人の供給過多の見込みとなっております。

今後、ニーズ量の見込みを精査するとともに、幼稚園や保育園、認可外保育施設に実施いたしました新制度への意向確認調査の結果等を整理いたしまして、見込量等を再検証していく予定にしております。

次に資料3ページからの「4の3、地域、子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保」ですが、ここからは、すべての子育て家庭を支援するための地域の子育て支援事業をそれぞれの事業ごとに、ニーズ量の見込みと確保方策としての提供量をお示ししています。

(1) 番の地域子育て支援拠点事業といたしましては、市主催の委託事業として、宇部市子育てサークルと、宇部市子育てサークルくすのきの2カ所その他、民間集いの広場の2カ所、子育て支援センターの2カ所の合計6カ所で現在実施をしております。

しかし、身近な地域において、子育てに関して気軽に相談できる場や、子育ての仲間づくりの場へのニーズは未だ高いため、今後は、親子で気軽に交流できる機会を創出するとともに、子どもや親同志の交流の場であり、子育て支援情報の提供や相談対応の機能を併せ持つ、本市の子育て支援の拠点となる施設の整備に向けて取り組む予定としており、平成29年度には、実施箇所を1カ所増設し、ニーズ量に対応していきたいと考えております。

(2) から次の5ページの(6)の妊婦健康診査、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、及びファミリーサポートセンター事業につきましては、昨年度の市民ニーズ調査からはニーズ量が導き出せませんでしたので、過去の実績等から、平成27年度以降の5年間のニーズ量を算出しています。

これらの事業につきましては、引き続き、現在の支援態勢で提供体制の充実を図っていききたいと考えております。

次に資料の5ページ、(7)番の一時預かり事業ですが、これは現在、保育園や認可外保育施設での一時預かり事業の他、幼稚園においても預かり保育を実施されており、この幼稚園の預かり保育についても、新制度への移行の中で、どのような形で実施をされるかという意向も、今回実地いたしました調査の中でお聞きしておりますので、各園の意向も整理しながら、今後ニーズ量等の数値については、再検証していきたいと考えております。

(8) から(10)までの延長保育事業、病児・病後児保育事業、地域学童保育事業につきましても、昨年度の市民ニーズ調査の結果の他、過去の実績等も加味しながら、ニーズ量等を検証いたしました。

特に、病児・病後児保育事業につきましては、病気や回復期にあるお子さんをご家庭に代わって一時的に保育をする事業ですので、ニーズ量につきましては、その年の感染症等の流行に大きく左右されるものです。

また、現在、市内の小児科のご協力を得ながら、5カ所で実施しておりますが、今年9月から、新たにもう1施設増え、今後は6カ所で実施していくこととなっております。今後も、ニーズの増も考えられる事業ですが、市内6施設において、受け入れ体制を確保していきたいと考えます。

また、(10)の地域学童保育事業につきましては、児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学している概ね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたことを受けまして、今後は小学6年生までを受け入れていくこととなる予定です。

そのため、平成27年度以降のニーズ量にも、高学年のニーズ量を加算することとなりますが、学童保育につきましては、学年が上がるほど習い事等に通う子どもも増え、利用も減少傾向になると思われそうですが、高学年のニーズ量については、昨年度の市民ニーズ調査で算定されました低学年と高学年のニーズ量の割合を用いて算出しております。

確保方策の受け入れ人数につきましては、設備の基準等も考慮しながら検討していく必要があると考えております。

本日、お示ししておりますニーズ量等につきましては、事業によっては、今後、提供施設の状況等を勘案して調整していくこととなりますので、その際には、また今後の審議会においてご説明をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。それでは、今のことに對しまして、何かご質問、ご意見が御ありになる方はお願いいたします。はい、お願いいたします。

委員

最初2ページの供給量のところの認可外保育施設、小規模、家庭的、居宅訪問型等々ありますが、この3行のところの419名という数字があがっていますが、これは、認可を取られるとか、補助金をもらわれるとか、ですから施設型給付に変わられるとかそういうことなんでしょうか？

事務局

教育、保育の量の見込みと提供体制の中で、供給量としてあげております認可外保育施設、小規模、家庭的、居宅訪問型事業、事業所内各保育という欄につきましては、現在、認可外保育施設で受け入れております419名をあげております。これにつきましても、認可外保育施設にも、このたび意向調査をしておりますので、その結果をもう一度確認しながら、そのうち新体制の小規模の事業、もしくは、事業所内保育施設、保育事業を新体制の中で実施される事業所、もしくは、今まで通り認可外保育施設として実施される事業所については、数字を把握していきたいと考えております。

委員

認可外保育施設の中には、2号認定の子どもってというのは、いないんでしょうか。

事務局

実際は、2号認定のお子さん、いわば3歳以上のお子さんも現実にはいらっしゃいます。けれども、ちょっとその2号認定と3号認定の細部まで、こちらのほうが十分把握してないところもありました。

今現在、把握している数については、3歳未満児の部分、あるいは3号認定の部分で、今の計画の中では受け皿として考えているところです。

委員

学童保育についてなんですけれども。これ、どこも全部人数を満たしているような調査になってますよね。ところが、実際には、夏休みとかの長期休暇に限って、学童保育に行かせたいとかってというのは、かなりあるように聞いておりますし、実際に、幼稚園のほうで卒園児を受け入れたり、保育園さんのほうも一部しているんじゃないかと思うんですけれども。実際には、夏休みなんか通っているという子どももいるわけなんですけど、そのへんをもうちょっと細かく調査して、それをいかに対応するかというのを考えていただけたらと思うんですけれども。

事務局

今、言われた件については、こちらのほうももう一度細かく対応はしたいと思っております。この数字というのが、今現在の児童数、そして前回、25年度に実施しましたニーズ量、そういったものから算出したものですので、あくまでも机の上の率の部分です。ですから、実際にそのお子さんを受け入れている数とはちょっと違いますので、率の部分で、委員さんが言われた数字もある程度はこの中に入っているものじゃないかと考えております。以上です。

委員

5 ページの（7）番、一時預かり事業ということなのですが。保育園でやる一時保育事業というのは理解できるんですが、幼稚園さんが行われている一時預かりの事業というのが、ちょっとよく理解できないので、説明していただけたらと思います。

事務局

幼稚園における一時預かり事業というのは、幼稚園の場合、教育機関ですので、だいたい原則として4時間程度の教育時間があるかと思うんですけども、その4時間が終わった後で、ご家庭のご事情等をお聞きして、そのあと、お子さんを一時的に昼間においてお預かりする事業です。

で、今現在も、されてらっしゃる幼稚園さん、ほぼ全園されてらっしゃると思いますし、この新制度におかれては、預かり方というの、いろいろなバリエーションを持って、1号認定子どもさん、要は保育に欠けてないお子さんを幼稚園が従来通りの形でお預かりするケースであるとか、場合によっては、小規模保育を利用してお預かりするケースであるとかという様々なケースを、今、国から提示をされているところです。以上です。

委員

その下の2号認定による定期的な保育というのがありますよね。この2号認定というのは、要は保育に欠けるということになろうかなというふうに思うんですが。これもありということなんでしょうけれども。これは、施設型給付を受ける場合についてのみですか？それとも、現行の幼稚園でいえば、私学助成を受けて、移行しないというところも含めて、全てがこれに対象になるということなんでしょうか？

事務局

2号認定による、定期的な保育は、内情としてはいろいろなパターンがありまして、1つが幼稚園に、ご家庭の都合で、ご家庭の申し込み状況から、保育に欠けた状態は認められるけれども、幼稚園を利用したいということで、幼稚園を利用されて、引き続き預かり保育を利用される場合。とりあえずこれは、あくまでもニーズ量調査から引っ張ってきたものですので、ご家庭の類型からすると、2号認定の類型に入りますので、こちらのほうの数字に盛り込まれているということです。

それともう1つは、2号認定子どもさんが、先ほども言いました幼稚園によっては、小規模保育事業として利用される場合、これはもう2号認定として利用が可能ですので、そういうお子さんが入ってくるということも考えられます。あくまでも、このニーズ量のところにあがっている2号認定、幼稚園でありながら2号認定となっているのは、家庭の類型からすると、ニーズ調査の類型からすると、本来保育にかけた部分が見受けられるので2号認定のご家庭ではあるけれども、幼稚園の預かり事業等を利用しているケースということで、ご理解いただければと思います。以上です。

委員

施設型給付に変わると、現行であろうと、両方ということですか？

事務局

はい。

委員

幼稚園のほうに聞いているのは、私学助成でいく場合には、従来の預かり保育と同じやり方というふうに聞いております。だから、要するに、園児がそのまま4時間の時間をこえて残る場合、そこを対象に預かり保育の補助ができますよということですけども、施設型給付を受ければ、これはかなりそのへんの条件が緩和されて、逆に園児以外でも受け入れ可能というようなことができておりますので。さっき、課長から言われたように小規模保育に近い状態になるというような話は文科省のほうから出ております。

会長

幼稚園、保育園関係者はたぶんわかってらっしゃるかなと思いますが、他の方はなかなかわかりませんよね。今、話していただいた、説明していただいた中で。ほとんどの方がわかってないかなとは思いますが。

事務局

要は先ほどの説明にもありました1号認定、2号認定というのが、今日、お配りしている資料に、上下にわたって図があるかと思うんですが。そちらの下のほうに、認定の説明を入れております。

区分けとしては、3歳以上か3歳未満か、それと保育に欠けている状態か、保育に欠けてない状態かで、1号、2号、3号と分かれるんですが。一番下が、要は3歳未満児で、3歳未満児の未就学児であって、ご家庭の事情により、保育が必要な方を3号認定子どもと言います。3歳未満児で保育に欠けたお子さん、保育の必要なお子さんを3号認定子ども、そして、その上の段にいきまして、同じく保育に欠けた状態ではあっても、3歳以上のお子さんを2号認定子どもと言います。そして、3歳以上で、2号認定子ども以外の方を1号認定子ども。要はたとえば専業主婦のご家庭であるとか、お母さん、またはお父さんが家にいて、保育に欠けた状態ではないお子さんですね。この3つの類型にこの新制度では分かれます。

そして、すごく大雑把な言い方ですけれども、3歳以上で保育に欠けてないお子さんが行かれる教育保育機関は、従来であれば幼稚園、そして、3歳未満、または3歳以上で保育に欠けた状態であるお子さんが利用される教育保育機関は保育所。すごく乱暴な言い方ですけれども、そういうことが言えると思います。

今、先ほど委員さんが言われたのは、幼稚園であれば、利用されるのは1号認定子ども、3歳以上で保育に欠けていないお子さんが利用されるにもかかわらず、なぜ、この預かりのところで2号認定子どもの数字があがっているのでしょうかというお問い合わせだったと思います。

で、それについては、先ほども言いましたように、2号認定子どもというこの計画の中であげている数字というのは、あくまでもニーズ調査でそのご家庭の事情を聞いて、私どものほうが、1号、2号、3号と割り振ったものでございます。ただ、2号認定であっても、就労の状況等によっては、たとえば短時間であったり、就労の状況によっては、幼稚園のほうを利用したいというニーズもありますので、そういったご家庭が預かり保育を希望した場合は、このニーズ量、幼稚園預かり児童の中の2号認定の中に数字として上がってくるというケースはありますという形でお答をさせていただいたところです。

すいません。すごく乱暴な説明ですけれども、以上です。

会長

大まかなところはわかっていただけでしょうか。「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」を、皆さん持ってらっしゃいますよね。この中を見ていただくとだいたいわかるかなあという感じだと思うんですが。

なかなか幼稚園、保育園関係者でないと、なかなかわかりにくい、理解しにくいとは思いますが、これをちょっと読んでいただいて、理解していただければと思います。

他にございませんか？

委員

この間意向調査をされました、保育園については。幼稚園のほうについてもされたんですかね？ その結果というのは、この席じゃ話せない？

事務局

27年度以降の新制度におけるどういう形でそれぞれの園を運営していくかという意向調査は、先月26年7月に、幼稚園、保育園のほうで実施をさせていただいたところです。実はまだ、数字的なものを細かく分析はしてないんですが、ちょっと大雑把な形でご報告だけさせていただくと、今、保育園は公立私立あわせて29園あります。その29園

中、私立 24 園に調査をいたしました。24 園中、まだまったくの検討中であるというところが 4 園、そして平成 27 年度以降も保育所のままで運営していくというところが 18 園、保育所型の認定こども園に移行することを検討しているというところが 2 園。ただ、この 2 園につきましても、来年、再来年という話ではなく、この 5 年間の計画期間中、どこかいずれかの時期、またはこの計画期間の間は見送って、次の計画期間の中でということでお話を伺っているところです。

それと今度は幼稚園のほうですが、幼稚園は全部で 17 園になります。全て私立の幼稚園です。この 17 園につきましては、現行の今現在の幼稚園、ですから、新制度に入らない幼稚園ですね。で、検討しているのが 11 園、新制度の中の幼稚園に入るのが 4 園。

事務局

それと、幼稚園型の認定こども園の方向で検討中というところが、今、現在幼稚園型認定こども園をされているところも含めて 2 園です。

幼稚園に関して言えば、先ほど見ていただきました資料の上のほうの図を見ていただくと、ちょっとイメージがしやすいかなと思います。太枠と言いますか、子ども子育て支援法の中の枠囲みの中に、認定こども園、幼稚園、保育所というところが入っていると思います。認定こども園、幼稚園、保育所というのが枠囲みの中に入っておりますが、幼稚園は、その枠囲みから一部出ております。下線が引いてあるところです。この斜線が引いてあるところが、今現在の幼稚園。ですから、新制度に入っても今現在の幼稚園というのが、新制度に入らないままに残るというケースです。保育所は、逆に、否応なしに全て新制度の中に入ります。

さっきの繰り返しますと、この斜線で残ると。斜線の部分で残るところが 11 園ですね。それと、斜線ではなくて、認定こども園の中に入るところが 4 園。幼稚園型の認定こども園、上の認定こども園の中に幼稚園型ってありますが、あちらのほうに移行も考えているところが、今、もう既に移行しているところ 1 園も含めて 2 園という状況です。

まだ、いずれも検討中というところですので、確定ではありませんが、7月に行った意向調査での保育園、幼稚園の移行の結果は以上です。

委員

幼保連携型は 0 ですか？

事務局

幼保連携型は 0 でした。

会長

はい、ありがとうございます。他にございますか？はい、では質問、意見等ないようでしたら、皆様から出たご意見を踏まえながら、事業計画の策定を進めていただきたいと思います。それで、皆さんよろしいでしょうか？

はい、それでは次の議題に進みます。2番の子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う市の条例（案）について説明をお願いいたします。

事務局

はい、それでは引き続き子ども・子育て支援新制度における条例制定についてという資料 1 で説明をさせていただきます。

そちらの 1 ページ目にも書いてありますが、この条例というのは、来年 4 月から実施予定の新制度における幼児教育や保育等の提供にかかる施設や事業の設備や運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえて自治体ごとに条例で基準を定めることとなっていることを受けて、宇部市においても制定をするものです。

ですから、先ほど、これはあくまでも新制度内のことですので、先ほどの図で、幼稚園だけに斜線が引いてありましたが、現行のままで残る幼稚園は、本条例の対象とはなりません。

国が示した基準というのがもとになっているんですが、国の基準には 2 つの種類があり

ます。そこに書いてありますが、従うべき基準と参酌基準。従うべき基準は、もうこれは必ず適合しなければならない基準で、地域の状況に、事情によって、多少の内容の変更は認められる、内容の変更といいます。地域の実情を盛り込むことは認められても、その異なる内容を定めることはもう全く許されないものです。参酌基準は、地方自治体が十分検討した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めてもいいよと言われるものです。

これから下に主な内容等の欄に、従とか参とか書いてありますが、従と書いてあるのは、従うべき基準、参と書いてあるのは参酌基準のことです。

このたび、9月議会に向けて、宇部市では3つの条例を制定しようと考えております。1つ目が宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例になっております。これは、子ども子育て支援法に基づく条例制定で、これは市町村が基準を定める義務を負っているものでございます。

まず、題名からして、特定教育・保育施設って一体何かということですが、特定教育・保育施設というのは、新制度に移行する幼稚園、保育園、そして認定こども園のことを言います。要は新制度下にある幼児教育や保育の提供をする施設のことです。及び、特定地域型保育事業というのは、先ほどの図のほうの下に、実は小さくは地域型保育給付として、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育とあったんですが、要は新制度下で実施される小規模な保育の提供サービスのところでございます。

この特定教育・保育施設に関して、質の高いサービスの安定的な提供を確保するために、利用定員や運営の基準を定めるもので、これら施設については、県が認可をするんですが、県が認可した特定教育・保育施設の設置者が、給付の対象として市の確認を受けなければなりません。認定するのは県ですけれども、市が確認をするようになります。市が確認をする際に、その施設が、順守する運営の基準について定めたものでございます。

ただ、この基準につきましては、今現在の幼稚園や保育園がそうであるように、全国的にあまりバラつきがあってはいけないということから、基準の多くが従うべき基準でもう設定されてありますので、なかなか市としてバリエーションを持たせることができないという状況です。

また、参酌基準においても、たとえば、施設の設置者は子どもの心身の状況を把握しなければいけないとか、関係機関と綿密な連携を取らなければいけないというように、これは参酌基準とはいえ、今現在もやっていたりする当たり前の基準とこちらのほうも考えております。

そうしたところから、このたび国が出した基準については、概ねその基準なりは妥当なものであるという判断から、これは前回の審議会でもお話したように、国の基準をまず私どものほうとしても、採用して、国の基準に従った形で規定をしていきたいと考えております。

内容につきましては、ページ数のところにAの1と書いてある資料が同じクリップ止めの中にあっただと思いますが、こちらのほうへ主な内容をさらに細かくしたものを載せております。内容としては、本当に限られた字数の中で表現しておりますので、ちょっと表題だけのような形になっているものもありますが、従うべき基準についてはそのまま国の基準を採用しておりますし、参酌基準においても、その内容は、本市だけでなく、他の自治体も含めてですけれども、規定をしない理由がないもの、または、当然参酌基準ですので、規定しなければ規定しないでその説明が求められるんですが、その説明をすることが著しく困難なもの、考えております。これについては、国の示す基準は妥当なものだと考えておりますので、国の基準通り条例を規定したいと考えております。

次ですが、ちょっと飛びまして、先ほどのページ数の4ページ目。4ページ目にちょっと紙が横型になりますが。宇部市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というものの配布させていただきます。

これは先ほどの条例の中の特定地域型保育事業を家庭的保育事業とか、こちらの条例では呼んでおります。条例により、なぜ呼び方が違うかと言うと、これはその条例を作る根拠となる法律が違っていて、先ほどは子ども子育て支援法、今度この条例は、子ども子育て3法に基づく児童福祉法の改正に基づいて、制定をする条例でございます。児童福祉法には、先ほどの特定地域型保育事業なる表現がありません。家庭的保育事業という表

本事業を実施するものが市町村に事業実施の届出を行う場合に遵守する運営の基準でもあります。

これにつきましても、従来、法的拘束力のある基準がなかったものです。国または県がガイドラインを出すことが精一杯で、そのガイドラインを1つ参考に各自治体で運営をしていたのですが、このたび新たに条例として、基準を設けます。

ただ、従来事業を営んでいたものが事業を中止せざるを得なくなることはないように、要は、著しく今までは基本的拘束力のなかった基準で運営していたものを、ある日を境に法的な拘束力をきちんと位置づけて、これまでやっていた事業ができなくなることがないように、経過措置等の規定も考慮するということになっております。

この中で、まず特記事項の中で、国の基準と本市の基準で特に特記事項が2点あります。1点が、まず経過措置のこと。要は児童一人あたりに付き、概ね1.65平米必要ですということで、国の基準は定まっております。本市においても、今現在、概ね1.65平米ということで運営しておりますので、これについては、適正、規定を、国の基準をそのまま用いようと思っております。ただ、経過措置として、複数年の経過措置。いずれはもう、概ね1.65平米以上ということで、統一をしますが、移行の段階では経過措置を設定しようと考えています。

それとあわせてもう1つ、1施設の受け入れ児童数は概ね40人以下ということも、参酌基準で国の基準の中にも入っております。これについても、今まで国は、40人以下が望ましいけれども、できれば70人以下というような言い方をしていたものを、このたび40人以下となっております。宇部市としても、新しく施設を作ったものもあれば、または既存の施設を利用させていただきながら、学童保育を実施しているわけですが、先ほどの1.65平米と一緒に、ある日を境に40人以下というところで決められては、これまで実施していた学童保育事業が実施できなくなる箇所もありますので、これについても経過措置を定め、ゆくゆくは概ね40人以下になるように整備を進めていければと考えているところです。それが1点です。

それともう1点は、今、国が示した基準よりも、現行の、今現在の宇部市の基準のほうが上回っている場合があります。これが2つほどありまして、1つが児童支援員、要は学童保育の私どもは児童指導員と言っていましたが、放課後児童支援員の配置についてです。国の基準は、1つの施設につき2人以上。ただし、1人を除いて補助員でもいいよという基準で定められています。これが、宇部市では、利用児童数に応じて、有資格の支援員を、指導員を配置している状況で、今現在は、35人以下であれば1人、1人以上、36人から70人までであれば2人以上、71人であれば、1人以上であれば、3人以上という有資格の支援員を、指導員を置いてくださっているところです。

これについては、国の基準よりも宇部市の基準のほうが充実していると考えますので、宇部市の基準をもとに、その条例の規定を考えていければと、今、法令のほうと調整をしているところです。

それともう1点が開所日数です。開所日数は国の基準は1年につき、原則250日以上開けてください。365日中250日開けてくださいということなのですが、今現在宇部市では、1年度につき、原則281日以上開けてくださいとなっております。ちょっとあまりにも開きが大きかったので、これにつきましても、宇部市の基準である281日のほうで、規定のほうを整理しようと考えているところです。

あとは主な内容ですけれども、主な内容につきましても、今ちょっと特記事項の中でご説明をさせていただきましたので、目を通していただければと思っております。

簡単ではありますが、9月議会で宇部市が上程する条例案3案につきましても、ちょっと簡単ではありますが、ご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

学童の利用の関わりのことですので、関係者の方、もしありましたら。

委員

小学校6年生まで受け入れをされるという方向で進んでいるのだろうなという形で、ちょっとお見受けしたんですね。現行の施設では、とてもではないんですが、それが叶わないのではないかというのは、現場にいる私たちが一番ひしひしと感じてまして。実際、高学年の数字がけっこう入っているのに、驚いてしまったんですけど。

条例の中で経過措置、経過措置という言葉がものすごく出てくるんですね。経過措置というのは、前の時にも質問させていただいた時も、すぐに施設をどうこうできないとか、指導員の数を増やせないとか、いろんなことが事情としておありなので、仕方がないのかなとは思いますが、ある程度、これも何年度までとか、そういう見通しみたいなものというのは、ある程度出ているんでしょうか？

事務局

まだ確定ではありませんけれども、経過措置の定め方にはいろいろありますので、他の経過措置とあわせて考えたいと思っています。未来永劫経過措置ということはありませんので、どこかの、たとえば最初の計画期間中であるとか、何かある程度の年数を定めて、その年数までにとりするような形になるかとは思いますが、

すいません。まだそこまで、全体の中で調整できておりません。

委員

何となく何年とかっていう感じで。何十年にはならないということですよ。何十年先ということにならない。それもありですか？

事務局

それはないですね。それはないと思います。

委員

わかりました。一応、このぶんが、学童保育に関しては、今までこういう条例とか法令に基づいたものというのが、基準が全くなかったのが、この部分をきちっと審議していただいて、子どもたちを預かるとか利用される子どもさんですが、働く側の人間に対しての基準というのも、いろいろ考慮していただけたらなというふうに思います。よろしくお願いします。

会長

はい、他にございませんか？

委員

来年の4月入所に向けて、このシステムというか、制度をきちんと構築して、保護者に周知するという必要があるかと思えます。

委員

大変だとは思いますが。子どもも親も本当に路頭に迷うことがないように、スピード感を持って対応していただきたいなというふうなのが1つなんです。

出来る限りスピーディに保護者の皆さんにどういう制度に変わるんだということを通知していただいて、早めに決定通知も出していただけたらというふうに思います。

会長

はい、ありがとうございます。今のことについてですが、保護者の方々、利用する方々についての通知ですよ。そういうのはどういうふうにされるというのはあるんでしょうか？

事務局

このたび新制度に入る幼稚園、保育園。保育園は全園が入るんですが、利用される場合

には、保護者の方は、先程説明した1号認定、2号認定、3号認定と言う認定を受けていただくような形になります。

ただ、先ほど言いましたように、幼稚園の、まだ現在の意向では、幼稚園のほとんどが現行の幼稚園のままというような形でしたので、移行する幼稚園に関してだけの話になるんですが。まず認定を受けて、それから、また保育園、または幼稚園を探すといったら二度手間になりますので、これは幼稚園、または認定こども園等につきましては、入園の手続きと同一にできればということで、国のほうもいろいろ基準を考えていらっしゃるころでもありますし、私どものほうとしても、なるべく保護者にそんなに何回も来ていただくような負担をかけることなく、そういった作業ができればなと思ってはいます。

ただ、要は認定に基づいた幼稚園や保育園の利用という形になるということだけは、早めに周知をしておかなければいけないなとは思っています。

それと、私どものほうで少し危惧しているのが、保育料の関係、または幼稚園における今後は利用料というんですけれども、利用料の関係です。この5月に利用料の案が示されましたけれども、あれはまだあくまでも案だと国のほうも言っております。いつ決まるのかと言うと、国の予算が決まる頃ということですので、これが早くても、11月とかぐらい、12月とかになろうと思っておりますので、きちんとした利用料表をどこまで作っていただけるかなというところが、これもまた短い時間の中で、こちらのほうとしては整理していかなければいけないところかなとは思っています。

どちらにしても、保護者の方々、または施設のほうで、あまり不安になることがないように。ただ、そのためには、やっぱり保育園、保育所や幼稚園ともご協力していただかなければならないことあるかと思っておりますので、よく調整をさせていただきながら取り組んでいきたいと思っています。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

委員

保育料を決定して、園則を変更しなきゃいけないんですね。各幼稚園の。その園則で募集をかけないといけないんです。だから、そのところは考慮していただいて、やはり10月中にはもう園則変更ができるような形をまず考えてほしいのと、それまでに、この教育委員会さんのほうにもう県から通達がいつてるかと思うんですが。私学助成を受ける幼稚園についての就園奨励費の取り扱いで、随分全国区から県単位でもめてます。保育料に給食費とか施設費用を含んで、月額2万8千円ぐらいでしたか。この就園奨励費が出ると言っているのに、宇部では全然そこまで出ていません、とにかく年間20万ちょっとぐらいしか、保護者の方にいってないと思います。それもやってもらえるのであれば、私学助成を受ける幼稚園についても、園則変更を今からかけていきますので、そのへん、対応をよろしくお願いしたいと思います。

事務局

はい。新制度に移行されない場合におかれましては、私学助成と幼稚園就園奨励費というような形で、来年度も同じ形になります。

先ほど委員さんが申されましたように、幼稚園就園奨励費につきましては、給食費を入れる入れないというようなことについて、全国的なこと、今、問題になっておるところでございますので、こちらへんにつきましては、私どもの検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか？ 他にございませんか？ なかなか認定を受けるにもややこしい制度があるようですので。

委員

今現在の幼稚園の運営費補助金というものは、年間4回にわたって出ております。6月、

9月、12月、3月という形で補助金が出されておりますが、保育園の数値ですか、これ、年間にまとまって出てくるよというような話、聞いたことあるんですね。園のほうには。要するに、市から園に対して、1年分がまとめて年度末近くになって振り込まれるんだという話を聞いたんですが、これ本当ですか？

委員

いやいや、毎月です。

委員

毎月出てるんですか？

委員

はい。

委員

じゃあ、今度の施設型給付も一応毎月出ると思ってていいわけですか？

委員

そうですね。

事務局

施設型給付の支払い方を十分な調整ができていないわけではありませんけれども、今現在、さっき委員さんが言われたように、実施の委託料としては、毎月の支払いをさせていただいておりますので、大きな金額をずっと負担していただきながら、年度末にドンと払うというようなやり方は取ることはないと。

委員

わかりました。

委員

この間、読売新聞に出ておりましたので、皆さんご存知だとは思いますが。シミュレーションというのができてまして、そのシミュレーションにかけたら、約1割ぐらいは上がりますという報道がされてまして。実は、全く嘘ではないんですが、うちの保育園なんかで言いますと、その中に延長保育料とか、それから保育士の処遇改善手当というのが出たんですが、そういうものが含まれてないから、実際、実質的には10%上がるということではなくて、5%ぐらいかなという感じなんですね。

認定を返上するということもあるよということも書いてありましたけれども。これは、宇部市内には、認定こども園、1園しかないし、それはされないだろうなあというふうにするので、関係ないとは思いますが。

そういうことで、それに対して、また役所のほうは、国は、また方法を考えるとかいうふうなことを言っているようで、もう本当になんか猫の目のようにころころころころ変わることがありますので、なかなかどういうふうに判断していいのかわかりませんが、そういう、今、状況だというふうには思います。

それで、この場を借りてなんですが、うちの保育連盟の会長が、幼稚園の先生とそれから役所を交えて話をする機会を作ってもらったらいいなというふうなことを、この会で一応話をしてこいというふうには、私、命令を受けて来ておりますので、一応提案として出しておきますので、役所のほうも、そのへん考えていただいて、時間を作ってくださいというふうには思いますので、よろしく願いいたします。

委員

今、保育園さんとか幼稚園さんのほうで、利用料の件とか認定の件とかが出てたんですが。学童保育については、こういった記述というのが今のところちょっと見当たらず

ないんですが、
条例など、市の方でそういうものを定める予定は。

事務局

市のほうで定めるものは出てこないです。今のところ、そういう予定はないです。というのが、学童保育に関しましては、考え方として、その届出が1つ必要になってくるんですけども、届出をすることによって、いろんな参入というのが可能になってきます。

そうした中で、保育園や幼稚園のような統一的な保育料等の規定というのはそれに馴染まないということから。これは、宇部市でイメージすると、ちょっとイメージが湧きにくいですけども、全国的なところで見ると、もしかしたら、企業とか塾とかスポーツクラブとか、そういうところが学童保育をやっているケースがありますが。月額保育料が5万とかしているようなところもあります。そういったところも踏まえて、学童保育という事業が継続的に運営されるということを想定しての今回の法整備なので、国のほうからはそこまでは求められておりませんし、宇部市としても、今、そこまでを条例の中規定することは今のところは想定をしております。

委員

今、市のほうが委託という形で、ほとんどの事業所がそれで運営をされていると思うんですけども。今、利用料というの、市のほうのガイドラインに沿ったという形で今進んでますよね。一応、国のほうの基準とかを見ると、国と地方自治体のほうが半分と、保護者のほうで利用料を折半するよという形の基準を見たことがあるんですけども。今の現在の宇部市の状況だと、それはちょっとないなというふうな形で、私たちも思ってるんですよ。

今から、外部の方がいっぱい入ってこられて、各事業所ごとによっていう形になったときには、市のほうからのそういうガイドラインとか、そういう基準というものはだんだん薄れていくということですかね。各事業所単位でもうオリジナルでやっていくという形ですか？

事務局

先ほどちょっと私が例示したのは、公費を受けない学童保育なので。そこには、その自治体のガイドラインというものは反映されていないと。影響されていないと。

委員

じゃあ、一応公費のほうの補助があるような部分で、今回条例が定まった後に、市のほうとしては、その細則みたいな形で、市のガイドラインみたいなものというのは、また別に細かいものが出るわけですか？

事務局

今、現在、手引き等でお示ししている内容のほうは、今回の条例内容よりもかなり細かく決まっておりますので、今回、条例を作ったからといって、その手引きの内容自体が全然白紙に変わるものではありませんので。そこのところは、ちょっとどういう形になるかはわかりませんが、条例は当然基本にあるんですけども、今現在の手引きでお示ししているもののレベルを下げるというところまでは、特には考えておりません。

委員

若干、条例なんかで変わってくる項目は条例のほうにあわせるということですね。わかりました、すみません。ありがとうございました。

事務局

宇部市では今まで登録児童数を1つ基準に、学童保育を利用したいと申し込まれた方を当然一人ひとり、頭数で人数として把握をしておりました。ただ、学童保育という事業は、子どもによって利用頻度が多少異なります。

極端な話ですけれども、週に1日しか来ない子どもさんであっても、週に6日来る子どもさんであっても、同じ1人、1人で2人と数えておりましたけれども、やはりそれでいくと、当然施設整備、または職員の配置、そういったことに影響されます。ただ、職員もなかなか配置するのが困難な状況で、また施設を確保する上でも、国のほうがこのたび示した基準というの、1つ宇部市においてはどうかということも参考にしながら、考え方をまとめていきたいと考えていますので、ちょっとご紹介をさせていただきます。

会長

はい、ありがとうございます。今、保育士さんの人数っていうんですかね。それは大丈夫なんでしょうか？ 幼稚園、保育園もそうなんですけれども、学童の先生ですよね。認定こども園になると、両方資格がいるという話もちょっと聞きましたので。保育士と幼稚園教諭。その人数確保というのはどういうふうに考えてらっしゃるか。

事務局

まず、今、会長が言われた認定こども園の両方の資格がいるということであれば、最近の学生さん、学校の中で幼稚園教諭と保育士資格の両方を取られている方多いとは思いますが。もし、持ってらっしゃらない方があっても、その実績をもとに、ある程度、少ない単位量でと言いますが、本来、取る単位数よりも若干少ない単位数で、保育園の保育士の資格や幼稚園教諭の免許を取ることができる制度が整備されているところです。

それと、あとは実情としましては、保育園、幼稚園、また学童保育におきましても、なかなか資格を持っている方を配置するのは困難な状況になってきていると思っています。、保育園においては私立も公立もですけれども、保育士の確保は非常に苦労しているところでもありますし、恐らく幼稚園さんも、そんなに潤沢に幼稚園教諭を抱えてらっしゃるところはないと思います。

ですから、対応人数が増えることによって、しかもこのたび基準も高くなることによって、配置する職員数が増えた時の確保については、どこもちょっと頭を悩めていくところかなと思っていますし、学童保育については、いろいろ保育士資格や幼稚園教諭、学校教員、そういった資格を持ってらっしゃる方は、有資格者として指導にあたれますけれども、その方以外の補助者として、その資格がない方でも、有資格者の下での管理というか指導というのができるようになっていきますので、そこらへんのところも利用しながら、安全な学童保育を運営していく必要があるかとは思っています。

会長

それでは、質問がないようでしたら、この条例は9月議会に提案されるということですので、行政のほうでまた最終調整をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次第に戻りまして、3番のその他についてですが、事務局から何かありましたらお願いいたします。

事務局

全体でまとめていただいた形になるんですけれども。先ほど、会長さんが言われましたように、この条例につきましては、また市議会のほうで最終的に精査をした形で、議会の方に上程させていただこうというふうに思っております。

また、計画等につきましても、会議の中でご論議いただきましたように、まあ、いろいろ今からニーズ量とか、最終的な各それぞれの意向も踏まえた形で精査や調整をさせていただくことになろうかというふうに思っています。

また、今、宇部市のほうでは、この7月から、新制度に向けて窓口を設置しておりますので、幼稚園さん方、保育園さんのほうで、たとえば運営に関する疑問点が出れば、ご遠慮なくご質問いただければというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また、学童保育の件につきまして、経過措置等につきまして、委員のほうからご質問がありました。基本的には、たとえば、概ね1.65という基準があります。市としても、学童保育の環境整備というものについては、当然やっていかなければいけないことというふう

に思っています。そういう認識の下で、一定の経過措置というものを、やはりおかないと現状がちょっと回らないという状況がありますので、あくまでもそういう認識に立った上で、現状を踏まえて経過措置を規定させていただくというふうにご理解いただければなというふうに思います。

計画の内容のほうも、最終的に精査をしていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員

先ほどの学童のお話ですけれども、学校の今から、3年、4年後の人数を見てみますと、校区によってかなり差があります。で、大規模、小規模それぞれ今70人、100人規模で1つの部屋でというところもあります。それで、参酌で40人以下ってということも、なかなか行政的には難しいというふうに私は思うんですけれども。そのへんの配慮等で、小さい小規模の小学校について、今から、高学年も入所できるという考えですけれども、やっぱり大規模になりますと、低学年のみというふうにしてもこれは免れない状態では、ここ数年はやはり続くと思いますので。

やはり、入所する時の条件なんですけれども、あくまでもこれは保護者に対する、放課後、保護者がいないから預かるということが最低条件ですけれども、やはり見てみますと、どうしても保護者が家にいらっしゃってもということもかなりあります。そして、おじいちゃん、おばあちゃん、今頃の祖父母の方もお忙しい方いらっしゃいますけれども、家庭の中でそれが可能ということも、かなり枠が緩いというのもやっぱり目に浮かびますので、そのへん、参酌基準ということなので、宇部市が、いや、この人はだめです、この人がいいですということはなかなか難しいとは思いますが、校区によっても、やっぱり家庭によっても、それぞれ細かい条件があるので、なかなか市で一括りというのは難しいと思いますので、そのへんちょっとご配慮しながら、今後考えていただけたらと思います。以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

それも踏まえて、学童の入所基準ですかね。それも改めて考えて皆さんにちゃんとお示しをしていただければと思います。

では、長時間にわたりましたけれども、皆様ありがとうございます。それでは、事務局へお返しいたします。お願ひいたします。

事務局

皆さん、お疲れ様でした。以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。次回の審議会を11月下旬頃、予定しております。また、日にちが決まりましたら、文書でお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

では、本日はどうもありがとうございます。お気をつけてお帰りください。